

# 養 成 講 習

労働者数50人未満の事業場における安全衛生活動を推進するためには、事業者の指揮を受けて日々具体的な安全衛生活動を担当する人を選任することが必要です。

このため、労働安全衛生法第12条の2の規定により、労働者数10人以上50人未満の事業場において製造業、建設業等所定の業種にあっては安全衛生推進者を、それ以外の業種にあっては衛生推進者を選任しなければならないこととされています。

## 安全衛生推進者を選任しなければならない業種

- 一. 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 二. 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

※衛生推進者は上記以外の業種

## ■安全衛生推進者養成講習 (登録番号) 500-1

講習日程  
受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

表示例: オロ左のマークのある講習日については、オロシティホールでの実施となります。(鹿児島市卸本町 P31参照) **定員**

オロ

講習日	令和4年6月2日(木)~6月3日(金)	70名
受付日	令和4年5月9日(月)~5月13日(金)	
講習日	令和4年10月18日(火)~10月19日(水)	70名
受付日	令和4年9月20日(火)~9月22日(木)	
講習日	令和5年2月13日(月)~2月14日(火)	70名
受付日	令和5年1月16日(月)~1月20日(金)	

受講対象者

安全衛生推進者として選任予定の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

## ■衛生推進者養成講習 (登録番号) 500-2

講習日程  
受付期間

講習会場 オロシティホール (鹿児島市卸本町) **定員**

講習日	令和4年8月26日(金)	70名
受付日	令和4年7月25日(月)~7月29日(金)	
講習日	令和4年12月26日(月)	70名
受付日	令和4年11月28日(月)~12月2日(金)	

受講対象者

衛生推進者として選任予定の方

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

## ●講習期間 / 2日間 (1日目9:00~16:40 / 2日目9:00~14:30)

受講料・テキスト代  
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 12,530円  
・一 般 ⇨ 13,530円

内訳 ・受講料 ⇨ 12,100円  
・テキスト代 会員 ⇨ 430円  
一 般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科
- (1)安全管理 (2時間)
  - (2)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 (2時間)
  - (3)作業環境管理及び作業管理 (2時間)
  - (4)健康の保持増進対策 (1時間)
  - (5)安全衛生教育 (1時間)
  - (6)安全衛生関係法令 (2時間)

修了証

所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

## ●講習期間 / 1日間 (9:00~15:40)

受講料・テキスト代  
(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 8,300円  
・一 般 ⇨ 8,800円

内訳 ・受講料 ⇨ 7,700円  
・テキスト代 会員 ⇨ 600円  
一 般 ⇨ 1,100円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

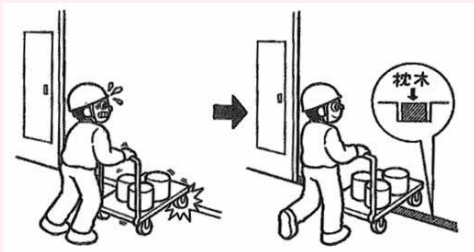
講習科目

- 学科
- (1)作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む) (2時間)
  - (2)健康の保持増進対策 (1時間)
  - (3)労働衛生教育 (1時間)
  - (4)労働衛生関係法令 (1時間)

修了証

所定の講習科目を修了された方に養成講習修了証を交付します。

通路の改善例



中災防発行「安全衛生推進者の実務教本」より